

全日本自治団体労働組合福島県本部規約

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この組合は、全日本自治団体労働組合福島県本部(略称自治労福島県本部)と称し、事務所を福島市荒町1番21号(協働会館)におく。

(目的)

第2条 この組合は、組合員の経済的、社会的、政治的地位の向上と、自治労綱領の実現を期することを目的とする。

(事業および活動)

第3条 この組合は、前条の目的を達成するために、次の事業および活動を行う。

- (1) 加盟組合が統一ある行動をとるために必要な情報の提供、指令、指示、通達、要請などの周知徹底、連絡の強化および指導に関すること。
- (2) 組合員の整備強化に関すること。
- (3) 労働条件の維持改善に関すること。
- (4) 教育宣伝、機関紙、出版物に関すること。
- (5) 地方自治の民主化に関すること。
- (6) 民主的な友誼団体との提携協力に関すること。
- (7) 自治体首長、その他使用者団体との交渉に関すること。
- (8) 未組織自治体労働者の組織化と自治労加盟促進に関すること。
- (9) 組合員及びその家族の共済並びに福利厚生に関すること。
- (10) その他目的達成に必要なこと。

第2章 組織

第1節 (組織)

第4条 この組合は福島県内の単位自治団体労働組合、自治体関連労働組合及び直属支部(以下「加盟組合」という)をもって組織する。

自治団体労働組合及び自治体関連労働組合の範囲については、自治労本部方針に基づき、中央委員会で決定する。

(運営)

第5条 この組合は、加盟組合をもって運営する。

2 この組合は組織運営を円滑にはかるため、県北、県南、会津、浜、県職労を単位総支部とする5総支部を設置する。

(総支部)

第6条 総支部は、次の地域毎におく。

県北総支部 福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡

県南総支部 郡山市、須賀川市、白河市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡

会津総支部 会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡

浜 総支部 いわき市、南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡

県職連合総支部 県全地域

2 総支部の運営基準は別に定める。

第3章 権利と義務

(権利)

第7条 この組合は、組織する加盟組合及び組合員は次の権利をもつ。

- (1) 規約に基づく役員選挙権および被選挙権
- (2) 規約に基づいて諸会議に出席して報告をうけ、提案、討議、議決に加わる権利
- (3) 会計冊簿および証拠書類を閲覧する権利
- (4) 組合の機関の規定に基づく労働運動に起因して犠牲をこうむったとき救援を受ける権利

(義務)

第8条 この組合を組織する加盟組合及び組合員は次の義務をもつ。

- (1) 規約および機関の決定を遵守する義務
- (2) 機関の要請する調査を報告する義務
- (3) 加盟組合および組合員は前項各号のほか所定の組合費およびその他正規の機関の決定した徴収金を所定の期日に納入する義務ならびに組合員数を正確に報告する義務をもつ

第4章 機関

(機関の種類)

第9条 この組合に次の機関をおく。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会
- (4) その他補助機関

第1節 決議機関

(大会)

第10条 大会は、この組合の最高決議機関であって、代議

- 員、特別代議員及び役員で構成する。
- 2 大会は定期大会と臨時大会とする。
 - 3 定期大会は、原則として毎年10月中央執行委員長が招集する。
 - 4 臨時大会は、中央委員会が必要と認めたととき、または加盟組合の3分の1以上から理由を明示して要求があったとき、中央執行委員長がこれを招集しなければならない。
 - 5 大会を開く時は、少なくとも2週間以前に開催の理由、日時、場所、日程、その他必要な事項を明記し、中央執行委員長の名で、各加盟組合に通知しなければならない。但し、緊急の臨時大会を必要とする時は、通知期間を5日前までに短縮することができる。

(大会の決議事項)

第11条 大会は次の事項を議決する。

- (1) 運動方針
- (2) 規約の制定と改廃
- (3) 予算および決算
- (4) 重要な財産の得喪、その他資産に関する事項
- (5) 役員の選出
- (6) 上部団体および友誼団体への加入、脱退
- (7) 組合の解散に関する事
- (8) その他重要な事項

(代議員の選出)

第12条 代議員は、すべての組合員が平等に参加する機会を有する加盟組合ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で選出する。

- 2 代議員は、大会開催前々月までの組合費及び臨時徴収金完納による組合員数に基づいて第4項の基準により選出し、その任期を1年とする。
- 3 代議員に欠員が生じたときは、補充することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 代議員の選出基準は、この組合を組織する加盟組合から次の基準で選出する。

組合員	50名まで	1名
組合員	100名まで	2名
組合員	200名まで	3名
組合員	300名まで	4名
組合員	400名まで	5名
組合員	500名まで	6名
組合員	700名まで	8名
組合員	1,000名まで	10名
組合員	2,000名まで	15名
組合員	3,000名まで	20名
組合員	4,000名まで	25名
組合員	4,000名以上	40名

(中央委員会)

第13条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で中央委員、特別中央委員及び役員で構成する。

- 2 中央委員会は原則として年1回以上、中央執行委員長が招集する。

(中央委員会の審議事項)

第14条 中央委員会はこの規約中、別に定める事項を除くほか次の事項を議決する。

- (1) 大会から附議された事項
- (2) 予算の更正
- (3) 規則、規程の制定と改廃
- (4) その他中央委員会が必要と認められた事項

(中央委員の選出)

第15条 中央委員は、第3項により委員会開催前々月の組合費及び臨時徴収金完納による組合員数に基づき、加盟組合で選出し、その任期は1年とする。

- 2 中央委員に欠員が生じたときは、補充することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 中央委員の選出基準は、この組合を組織する加盟組合から次の基準で選出する。

組合員	100名まで	1名
組合員	300名まで	2名
組合員	500名まで	3名
組合員	1,000名まで	4名
組合員	2,000名まで	7名
組合員	3,000名まで	10名
組合員	4,000名まで	13名
組合員	4,000名以上	25名

- 4 第1項及び第2項による中央委員の選出は第12条第1項の規定を準用する。

(会議の議長)

第16条 会議の議長は、大会にあつては代議員、中央委員会にあつては中央委員の中から選出する。

第17条 大会は代議員の中央委員会は中央委員のそれぞれ2分の1以上の出席で成立し、議事はその過半数の同意で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 規約第11条第2号、第5号、第7号については、前項の規定にかかわらず、代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員（規約第5号にあつては投票者）の過半数以上の同意を得なければならない。

- 3 その他必要な事項は議事規則で決める。

第2節 執行機関

(中央執行委員会)

第18条 この組織の業務を執行するために中央執行委員会をおく。

- 2 中央執行委員会は、次にかかげる役員で構成する。

- (1) 中央執行委員長
- (2) 副中央執行委員長
- (3) 書記長
- (4) 書記次長
- (5) 中央執行委員

3 中央執行委員会は随時これを開催し、大会及び中央委員会で決められたことを執行し、その責に任ずる。

(闘争委員会)

第19条 この組合に中央執行委員会が必要と認めた場合、中央闘争委員会、拡大闘争委員会を設置することができる。

2 中央闘争委員会は、中央執行委員会の構成員をもって構成し、拡大闘争委員会は、中央闘争委員会に総支部三役(支部長、副支部長、事務局長)を加え構成する。

第3節 補助機関

(補助機関)

第20条 この組合に、次の機関をおく。

- (1) 青年部
- (2) 女性部
- (3) 現業評議会
- (4) 衛生医療評議会
- (5) 社会福祉評議会
- (6) 公営企業評議会
- (7) 公共民間評議会
- (8) 書記会議

2 この補助機関の開催は、必要に応じて中央執行委員長がこれを招集する。

3 この補助機関の運営その他については別に定める。

(決定事項の処理)

第21条 この補助機関の決定事項は、中央執行委員会において責任をもって処理しなければならない。ただし、決議機関の議を必要とするものはその議を経なければならない。

第5章 役員及び特別中央執行委員

(役員)

第22条 この組合に次の役員をおく。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長 | 1名 |
| (2) 副中央執行委員長 | 若干名 |
| (3) 書記長 | 1名 |
| (4) 書記次長 | 1名 |
| (5) 中央執行委員 | 若干名 |
| (6) 会計監査委員 | 3名 |

2 役員は、専従及び非専従で構成する。

3 第1項第2号及び第6号の役員の定数ならびに専従及び非専従の配置については、中央委員会の承認を得なければならない。

4 第2項の専従役員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 休職専従役員は地方公務員法第55条の2及び附則第20(附則21条による準用を含む)、地方公営企業労働関係法第6条および附則第5項(附則第5項による準用を含む)に該当する休職中の専従役員をいう。
- (2) 離籍専従役員は地方公務員法第55条2及び附則第20条(附則21条による準用を含む)、地方公営企業

労働関係法第6条および附則第5項(附則第5項による準用を含む)により休職専従期間7年を経過し、地方公共団体及び地方公営企業等から離籍した専従役員をいう。

(3) 非在籍専従役員は懲戒、分限処分その他の事情により地方公共団体に在籍していない役員をいう。この場合であっても離籍専従役員として大会または中央委員会の承認を得たときは、前号の「離籍専従役員」という。

5 専従役員の補償及び役職員に対する退職手当の支給について必要な事項は、前項に定めるものを除くほか別に定める。

(役員を選出および任期)

第23条 役員は(第22条第6号は除く)大会で選出する。その任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、離籍専従役員及び非在籍専従役員については4月1日から3年後の3月31日までの3年間とする。ただし、再選は妨げない。

2 離籍専従役員及び非在籍専従役員は大会で選出承認を受ける。ただし、大会で選出、承認をうけた者(非在籍専従役員は除く)は、離籍専従役員予定者となる。

3 前項により選出された離籍専従役員予定者は、休職専従期間終了とともに離籍する。

離籍専従役員および非在籍専従役員が再選されなかった場合も組合員資格を保有する限り離籍専従役員に立候補することができる。なお、再任されないときは3年間書記の身分を保有する。また、自治労内の他の機関の離籍専従役員になることを妨げない。

4 離籍専従役員及び非在籍専従役員は、単組の役員になる場合以外は出身単組の役員であることを要しない。ただし、出身単組または県本部に在籍するものとする。

5 役員に欠員が生じた時は、大会または臨時大会においてこれを選任できるものとし、任期はその前任者の残任期間とする。

6 役員を選挙に関する細目はこの規約に定めるものほか役員選挙規程で定める。

(役員の仕事)

第24条 中央執行委員長はこの組合を代表し、すべての業務を統括する。

2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記長は中央執行委員長の指示を受けて組合業務を処理する。

4 書記次長は中央執行委員長の指示を受けて会計、経理の一切の業務を処理する。また、書記長を補佐し、事務局の業務を処理する

5 中央執行委員は、中央執行委員会の業務を分掌し、その執行にあたる。

6 会計監査委員は会計を監査し、その結果を中央執行委

員会及び大会に報告する。

(特別中央執行委員)

第25条 この組合から選任された次のものは特別中央執行委員とする。

- (1) 中央本部常任役員
- (2) 福島連合常駐役員
- (3) 自治労自治体議員連合会員
- (4) 労働金庫常駐役員
- (5) 全労済常駐役員
- (6) その他大会で認めたもの

2 特別中央執行委員は、中央執行委員会に参画し、意見を申し述べまたは助言することができる。

第6章 書記局および財政局

(書記局および財政局)

第26条 この組合の業務を処理するため、書記局および財政局をおき、役員（監査委員を除く）と書記をもって構成する。

- 2 書記の任命は中央執行委員会の議を受けて、中央執行委員長がおこなう。
- 3 書記局は書記長が、財政局は書記次長が掌握する。
- 4 書記局および財政局規程、役員および書記の賃金、旅費、その他、福利厚生については別に定める。

第7章 会計

(組合の経費)

第27条 この組合の経費は、組合費およびその他の収入をもってあてる。

(組合費)

第28条 この組合の組合費は、大会において定める。

- 2 「組合費」とは一般組合費・闘争組合費、救援費、休職補償費を総称していう。

(臨時徴収金)

第29条 この組合が重大な闘争を行うにあたって必要があるとき、またはその他の理由で特に必要があるときは、大会または中央委員会の議決によって臨時組合費または臨時の資金を徴収することができる。

- 2 臨時徴収金は特別会計とする。

(会計区分)

第30条 この組合に一般会計と特別会計、基金会計を設ける。

(一般会計)

第31条 この組合の通常業務を執行するための経費は一般会計とする。

(特別会計)

第32条 この組合の救援会計、休職会計、闘争会計、特設された事業及び積立金などの会計を適切にするために大会もしくは中央委員会の議を経て特別会計を設けることができる。

(基金会計)

第33条 自治労本部、自治労県本部の非常事態および大闘争や会館建設等の目的のため財政確立をはかるため、大会もしくは中央委員会の議を経て基金会計を設けることができる。

- 2 基金運営細則は、別に定める。

(資産の管理、処分)

第34条 この組合の資産の管理および処分は大会の議を経て中央執行委員長が行う。

(会計細則)

第35条 会計および監査に関する規程は別に定める。

(会計年度)

第36条 この組合の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日までとする。

(会計監査及び会計報告)

第37条 この会計は、毎年1回加盟組合によって委託された職業的資格をもった会計監査人による会計監査を受けなければならない。

- 2 前項の会計監査は、会計年度終了後2ヵ月以内に行い、その結果を中央執行委員長に報告するものとする。
- 3 前項の会計報告は、会計監査人の監査証明書とともに毎年1回定期大会で組合員に公表するものとする。

(払戻の請求)

第38条 加盟組合員は、この組合を脱退した場合、組合費、その他の払戻は請求できない。

第8章 加盟と脱退

(加盟)

第39条 この組合に加盟しようとする組合は、加盟申込書に所定事項を記入し、総支部をとおして申し込むものとする。

(脱退)

第40条 この組合より脱退しようとする組合は、その理由を明らかにした書面をもって総支部をとおして申し出なければならない。脱退したときは、組合費その他の払戻しを請求することができず一切の権利は消滅する。

- 2 加盟と脱退は、大会または中央委員会の承認を必要とする。

附 則

この規約は、1954年6月20日から施行する。

この規約は、1957年8月4日に一部改正し、同日より実施する。

この規約は、1959年8月9日に改正し、同日より実施する。但し、第21条第1項については、1959年に限り4月1日とする。

この規約は、1960年9月25日に改正し、同日より実施する。

この規約は、1961年9月17日に一部改正し、同日より実

施する。

(県本部名称、選出比率)

この規約は、1962年9月8日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1964年8月30日に改正し、9月1日より施行する。

第17条第2項1、2項は8月1日より施行する。

この規約は、1965年9月12日に改正し、1966年定期大会選出役員より施行する。

この規約は、1967年9月3日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1968年9月8日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1969年9月28日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1973年10月7日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1978年10月7日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1979年10月19日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1980年10月18日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1981年10月2日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1982年10月8日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1983年1月31日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1988年10月15日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1991年10月17日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1994年10月14日に改正し、同日より施行する。

この規約は、1995年10月4日に改正し、同日より施行する。

この規約は、2000年10月13日に改正し、同日より施行する。

この規約は、2005年10月6日改正し、同日より施行する。

この規約は、2007年2月15日に改正し、第3条は同日より施行する。第10. 13. 18. 22. 24. 26条は2007年4月1日より施行する。

この規約は、2009年2月13日改正し、2009年2月13日より施行する。

加盟申込書

組 合 名 (略称)

代表者名

所 在 地 (電話番号)

組 織 人 員 人

組 合 結 成 年 月 日 年 月 日

加 入 決 定 年 月 日 年 月 日

加 入 決 定 機 関 名 結成大会、 大会、 臨時大会
(該当に○をつける)

年 月 日

組 合 名 ⑩
代表者名

全日本自治団体労働組合
福島県本部中央執行委員長 様

脱退(組織変更)届

組 合 名

代表者名

所 在 地 (電話番号)

組 織 人 員 人

脱 退 決 定 年 月 日 年 月 日

脱 退 決 定 機 関 名

脱 退 の 事 由

上記のとおり、全日本自治団体労働組合を脱退(組織変更)することを届出ます。

年 月 日

組 合 名 ⑩
代表者名

全日本自治団体労働組合
福島県本部中央執行委員長 様